

公益社団法人東金法人会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人東金法人会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を、千葉県東金市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
- (6) 会員相互の交流や親睦等に資する事業
- (7) 会員の福利厚生等に関する事業
- (8) 会組織の充実を図る事業
- (9) その他本会の目的を達成に必要な事業

2 前項の事業については、主に東金税務署管内を中心として千葉県内において行うものとする。

第 3 章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的及び事業に賛同して入会した者で、東金税務署管内に本店又は事業所を置く法人
- (2) 準会員 東金税務署管内に本店を置く法人のうち、正会員と代表者が同一の他の法人又は東金税務署管内以外に本店を置く法人の事業所で、本会事業に賛同し、正会員以外の会員として入会した法人
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体並びに他の地域に所在する法人

2 前項会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入 会）

第 6 条 本会に入会しようとする者は、理事会において別に定める所定の入会手続により入会することができる。

（会員の権利義務）

第 7 条 会員は、本会の事業活動につき、この定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

（資格の喪失）

第 8 条 会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を失う。

- (1) 退 会
- (2) 解散又は事業所の閉鎖
- (3) 死亡（個人が賛助会員の場合）
- (4) 除 名
- (5) 正当な理由なく会費を滞納したとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

（退 会）

第 9 条 本会を退会しようとする者は、理事会において別に定める所定の退会手続により任意に退会することができる。

（除 名）

第 10 条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款又はその他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対し、総会の1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

（会 費）

第 11 条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

（会員の名簿）

第 12 条 本会は、別に定める様式により、会員名簿を作成し、これを本会の主たる事務所に据え置くものとする。

2 前項の会員名簿は、会員に異動が生じた都度、これを訂正するものとする。

第 4 章 総 会

(種類及び構成)

- 第 13 条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、いずれも正会員の全員をもって組織する。
- 2 前項の総会をもって、法人法の社員総会とする。

(権 限)

- 第 14 条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催及び招集)

- 第 15 条 定時総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合開催する。
- (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 総正会員の議決権 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員から総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、総会の招集の請求があったとき
- 3 総会は、開催の日から少なくとも 2 週間前までに、総会の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して会長がこれを招集する。

(議 長)

- 第 16 条 総会の議長は、この定款第 2 1 条第 3 項に規定する会長がこれにあたる。

(議決権)

- 第 17 条 総会時における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。
- 2 正会員は、前項の議決権を行使するため、総会に各 1 名の代表者を出席させることができる。
- 3 正会員は、委任状をもって、総会における議決権の行使を他の出席正会員に委任することができる。この場合、委任した正会員は総会に出席したものとみなす。

(決 議)

- 第 18 条 総会の決議は、総議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併及び解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(種類及び定数)

- 第20条 本会に次の役員を置く。
- (1) 理事 25名以上50名以内
 - (2) 監事 1名以上 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長とし、30名以内を常任理事、1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって法人法の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任等)

- 第21条 理事及び監事は、総会の決議により正会員の代表者その他役職員から選任する。
- 2 前第1項の規定にかかわらず専務理事及び監事については、総会において会員以外の者から選任することができる。
 - 3 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。
 - 4 監事は、本会の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
 - 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他その準ずる相互の密接な関係である理事の合計数は、理事総数の3分1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添えて遅滞なく行政庁に届け出るものとする。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、会長、副会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
- 4 前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の規定による請求の日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。

(役員任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後、2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 理事及び監事については、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された役員任期は、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。
- 4 理事及び監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 役員に、本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第 10 条第 1 項各号の一に類する事項があったときは、総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員報酬等)

第 26 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会が別に定める役員報酬及び費用に関する規程により報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。その額については総会が別に定める役員の報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第 27 条 理事が次に掲げる取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
 - 3 前 2 項の取り扱いに関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(損害賠償責任の免除)

第 28 条 本会は、法人法第 111 条第 1 項の役員の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償金額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

(顧問及び相談役)

第 29 条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について、会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 5 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うため要する費用の支払いをすることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 本会に理事会を置き、理事会は、理事の全員をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 3 顧問及び相談役は、理事会の要請により、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会の招集に関する事項の決定
- (2) 各種規則、規程並びに基準の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、常任理事及び専務理事の選定及び解職

(開 催)

第 32 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合にこれを開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、理事会の目的である事項を示して会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 2 3 条第 4 項及び第 5 項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その日から 5 日以内に、前条第 2 号又は第 4 号前段に該当するその日から 2 週間以内に開催する理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに各理事及び監事に通知しなければならない。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、会長をもってこれにあてる。

(議決権)

第 35 条 理事は、各 1 個の議決権を有する。

(決 議)

第 36 条 理事会の決議は、この定款に別に定めるものを除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 37 条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第 38 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 2 2 条第 5 項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 委員会・部会・支部等

(委員会及び委員)

第 40 条 本会の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決議により委員会を設けることができる。

2 委員は、理事会の推薦により正会員の代表者その他の役職員のうちから会長がこれを委嘱する。

3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

4 委員長、副委員長及び委員の任期は、2年とする。

5 委員会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(部 会)

第 41 条 本会の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決議により部会を置くことができる。

2 前項に定める部会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(ブロック・支部)

第 42 条 本会の事業の円滑な推進を図るため、任意の機関として、理事会の決議によりブロック及び支部を置くことができる。

2 前項に定めるブロック・支部等の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 43 条 本会の資産は、次に掲げるものにより構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 事業に伴う収入

(4) 財産から生ずる収入

(5) 寄附金品

(6) その他の収入

(事業年度)

第 44 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 45 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載し

た書類については、毎事業年度開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、本会の主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 46 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類については、毎事業年度終了後 3 カ月以内に行政庁に提出しなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を本会の主たる事務所に法令の定める期間備え置き一般の閲覧に供するとともに定款、会員名簿を本会の主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 総会・理事会等の議事資料
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準にした書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (6) 本項の帳簿及び書類等の備え付け並びに閲覧については、法令の定めによる

(長期借入及び重要な財産の処分または譲り受け)

第 47 条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を受けなければならない。重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも同様とする。

(会計原則)

第 48 条 本会の会計は、一般に公平妥当と認められる公益法人の会計慣行に従うものとする。

第 9 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、総会において、総正会員の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

- 2 前項の変更を行った場合には、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 50 条 本会は、総会において、総正会員の3分の2以上の決議により、他の法人法の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

- 2 前項の行為を行うときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 51 条 本会は、法人法に規定する事由によるほか、総会において総正会員の3分の2以上の決議により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 52 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 53 条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局等

(事務局)

第 54 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の決議を経て会長がこれを任免する。
- 4 事務局の組織及び運営等に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(公告)

第 55 条 本会の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(細則)

第 56 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、次のとおりとする。
中嶋敏夫
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条 1 項に定める 特例民法法人の解散登記と公益社団法人の設立登記を行ったきは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。